101707	101709	102202
102213	102214	102305
102306	102307	102308
102310	102312	102313
102314	102318	102321
102322	102323	102325
102327	102332	102340
102343	102346	102352
102353	102354	102376
102378	102379	102381
102384	102386	102401
102402	102403	102404
103006	103011	103012
103301	103303	103351
104005	104008	104018
104036	104152	104203
104302	104351	105004
105009	105010	105012
105018	105024	105029
105034	105045	105302

北海道財務局

第100007号	第100010号	第100015号
100026	100034	100038
100044	100045	100065
100075	100113	100118
100121	100124	100128
100143	100146	100147

東北財務局

第110005号	第110020号	第110042号
110044	110064	110069
110085	110087	110119
120007	120017	150001
150004	180001	

東海財務局

第110002号	第110006号	第110008号
110010	110012	110020
110021	110027	110033
110034	110037	110042
110044	110048	110050
110060	110062	110065
110066	110067	110068
110069	110101	110103
110112	110118	110154
110159	110174	110196
110214	110241	110272
110279	110284	110285
110289	110291	110294
110510	110511	110512
110513	110517	120020
130039	130041	130501
130502	140001	140002
140008	140016	140019
140501		

北陸財務局

第110005号	第110029号	第110044号
110045	110052	110054
110058	110501	110502

中国財務局

第110005号	第110010号	第110016号
110018	110019	110023
110026	110033	110034
110043	110047	110053
110064	110069	110087
120003	120008	140005
140010	150001	150005
160001		

四国財務局

第110001号	第110006号	第110013号
110027	110044	110053
110060	110066	110106

九州財務局

第110012号	第110013号	第110017号
110018	110019	110022
110025	110037	

福岡財務支局

第110002号	第110005号	第110015号
110016	110017	110037
110042	110044	110051
110054	110062	110063
110064	110072	110077
110082	110088	110089
110095	110104	110105
110108	110111	110112
110145	110147	110151
110154	110168	110204
110239	110284	130005
140005	140024	150008
150009		

沖縄総合事務局

第110007号	第110016号

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５８号

鳥取県米子市角盤町３丁目95番地

債務者　高岡　義治

1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第６０号

鳥取県米子市角盤町３丁目95番地

債務者　高岡　公子

1　決定年月日時　平成27年１月７日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第８５５号

広島市佐伯区五月が丘３丁目23番26号、申立時の住所広島市安佐南区西原７丁目13番４－105号

債務者　小島　由紀

1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５６号

広島市安芸区船越南３丁目10番２－307号

債務者　前田　信勝

1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９５７号

広島市南区元宇品町27番10－201号

債務者　岩川　奈美

1　決定年月日時　平成27年１月６日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７８号

山口県下関市生野町２丁目７番21号　パールハイツ203号

債務者　Ｄｏｒｅｍｉこと　西永　公子

1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３４４号

愛媛県松山市小坂１丁目１番10号　八束マンション601号

債務者　荒川　政行

1　決定年月日時　平成27年１月７日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２０号

高知県安芸市川北甲5453番地20

債務者　野地　賢聖

1　決定年月日時　平成27年１月７日午前11時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで　高知地方裁判所安芸支部破産係